

# 吹田市情報化推進本部設置要領

制 定 平成17年4月1日  
最近改正 平成18年10月1日

## 第1章 総則 (設置)

第1条 吹田市情報化推進計画に基づき、情報技術革命に対応した情報化を総合的に推進するとともに、電子計算組織の適正な管理運営を図るため、吹田市情報化推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## 第2章 本部 (所掌事項)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報化推進施策の推進に関する事項
- (2) 情報化推進施策に係る総合調整に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、情報化推進施策に関する事項

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長には助役、収入役、教育長及び水道事業管理者をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を本部会議に出席させ、意見を聴き又は説明を求めることができる。

5 委員がやむを得ず本部会議に出席できないときは、あらかじめ本部長の承認を得て、代替りの者を出席させることができる。この場合、代替りに出席した者は、委員とみなす。

### (決定の執行)

第5条 本部において決定された事項は、その業務を所管する部課等において執行するものとする。

2 前項の場合において、所管する部等が定め難いときは、本部会議で調整のうえ、本部で所管すべき部等を決定するものとする。

### (吹田市情報化推進委員会)

第6条 第2条に定める事項を円滑に処理するため、本部に吹田市情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## 第3章 委員会 (所掌事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報化に係る調査研究に関する事項

- (2) 情報化推進計画の推進に係る総合調整に関する事項
- (3) 電子計算組織の管理運営に関する事項
- (4) 電子計算組織に係る個人情報の保護に関する事項
- (5) 情報セキュリティ監査に関する事項
- (6) 情報セキュリティポリシーの策定及び改正等に関する事項
- (7) 本部から付託された案件に係る調査研究に関する事項
- (8) その他電子計算組織に係る重要事項

(組織)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 副委員長及び委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「委員会会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 第4条第4項及び第5項の規定は、委員会会議について準用する。

5 委員会は、本部から付託された案件について調査研究等が終了したときは、必要な書類を添付して本部長へ報告しなければならない。

(幹事会、管理運営部会及び情報セキュリティ部会の設置)

第10条 第7条に定める事項を円滑に処理するため、委員会に幹事会、管理運営部会及び情報セキュリティ部会（以下「幹事会等」という。）を置く。

2 幹事会等は、所掌する事務に関する特定の事項について調査研究又は検討する必要があると認めるときは、研究会を設置することができる。

3 前項に定める研究会を設置するときは、その組織及び運営に関し必要な事項は、幹事会等の長が別に定める。

4 研究会は、幹事会等から付託された案件について調査研究等が終了したときは、必要な書類を添付して幹事会等の長へ報告しなければならない。

5 幹事会等の長は、委員会から付託された案件について調査研究等が終了したときは、必要な書類を添付して委員長へ報告しなければならない。

(決定の執行)

第11条 第5条第1項及び第2項の規定は、委員会会議について準用する。

## 第4章 幹事会

(幹事会の事務)

第12条 幹事会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報化の推進に係る事前の調査研究及び調整に関する事項
- (2) 情報システム化計画書に係る調整及び審査に関する事項
- (3) 委員会から付託された案件に係る調査研究及び調整に関する事項

(幹事会の組織)

第13条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

2 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会の会議)

- 第14条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
  - 4 第4条第4項及び第5項の規定は、幹事会の会議について準用する。  
(決定の執行)
- 第15条 第5条第1項及び第2項の規定は、幹事会の会議について準用する。

## 第5章 管理運営部会 (管理運営部会の事務)

第16条 管理運営部会（以下「管理部会」という。）の事務は、次のとおりとする。

- (1) 電子計算組織の管理運営に係る調査研究に関する事項
- (2) 電子計算組織の管理運営に係る調整及び審査に関する事項
- (3) 電子計算組織に係る個人情報の保護における調整及び審査に関する事項
- (4) 委員会から付託された案件に係る調査研究及び調整に関する事項  
(管理部会の組織)

第17条 管理部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

- 2 部会長、副部会長及び部会員は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

(管理部会の会議)

第18条 管理部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、管理部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 第4条第4項及び第5項の規定は、管理部会の会議について準用する。  
(決定の執行)

第19条 第5条第1項及び第2項の規定は、管理部会の会議について準用する。

## 第6章 情報セキュリティ部会 (情報セキュリティ部会の事務)

第20条 情報セキュリティ部会（以下「セキュリティ部会」という。）の事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報セキュリティ対策に関する調査研究事項
- (2) 情報セキュリティ対策に係る調整に関する事項
- (3) 情報セキュリティ内部監査に関する事項
- (4) 委員会から付託された情報セキュリティに関する事項  
(セキュリティ部会の組織)

第21条 セキュリティ部会は、部会長、副部会長、部会員をもって構成する。

- 2 部会長、副部会長及び部会員は、別表第5に掲げる職にある者をもって充てる。

(セキュリティ部会の会議)

第22条 セキュリティ部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、セキュリティ部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 第4条第4項及び第5項の規定は、セキュリティ部会の会議について準用する。

(決定の執行)

第23条 第5条第1項及び第2項の規定は、セキュリティ部会の会議について準用する。

## 第7章 雑則

(庶務)

第24条 本部、委員会及び幹事会等の事務局は、総務部情報政策室情報政策課に置く。

(補則)

第25条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が、管理部会及びセキュリティ部会の運営に関し必要な事項は各部会長が、それぞれ定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

別表第1（本部）

本部長	市長	
副本部長	助役・収入役・教育長・水道事業管理者	
委員	政策企画総括監	都市整備部長
	政策推進総括監	建設緑化部長
	技術総括監	下水道部長
	教育次長	市民病院事務局長
	秘書長	消防長
	総務部長	水道部長
	企画部長	議会事務局長
	危機管理監	学校教育部長
	財務部長	教育監
	人権部長	社会教育部長
	市民文化部長	体育振興部長
	産業労働監	選挙管理委員会事務局長
	福祉保健部長	公平委員会事務局長
	児童部長	監査事務局長
環境部長	農業委員会事務局長	

ただし、該当職を置かない場合は、本部長が代理を指名する。

別表第2（委員会）

委員長	総務部長	
副委員長	企画部次長	
委員	市長室長	市民病院事務局次長
	総務部次長	消防本部次長
	財務部次長	水道部次長
	人権部次長	学校教育部次長
	市民文化部次長	社会教育部次長
	福祉保健部次長	体育振興部次長
	児童部次長	議会事務局次長
	環境部次長	選挙管理委員会事務局次長
	都市整備部次長	公平委員会事務局長
	建設緑化部次長	監査事務局長代理
	下水道部次長	農業委員会事務局長
	収入役室長	

ただし、該当職を置かない場合は、委員長が代理を指名する。

別表第3（幹事会）

幹事長	総務部情報政策室長
副幹事長	企画部政策推進室長
幹事	総務部情報政策室情報公開課長
	企画部政策推進室参事（実施計画担当）
	企画部行財政改革推進室参事（行財政改革推進担当）
	財務部財政室長
	財務部財政室参事
	人権部人権平和室参事

ただし、該当職を置かない場合は、幹事長が代理を指名する。

別表第4（管理運営部会）

部会長	総務部次長
副部会長	財務部税務室長
部会員	人権部次長
	市民文化部次長
	福祉保健部次長
	児童部次長
	都市整備部次長
	学校教育部次長
	部会長が指定する職員（若干名）

ただし、該当職を置かない場合は、部会長が代理を指名する。

別表第5（情報セキュリティ部会）

部会長	総務部情報政策室長
副部会長	財務部税務室税制課長
部会員	総務部情報政策室情報公開課長
	人権部人権平和室参事
	市民文化部市民生活室市民課長
	福祉保険部高齢福祉推進室高齢生きがい課長
	児童部こども政策室参事
	都市整備部都市整備室参事
	学校教育部教育総務室教育総務課長

ただし、該当職を置かない場合は、部会長が代理を指名する。